

**令和５年度経済産業省中小企業庁委託
人権啓発セミナーの運営（オンライン
配信及び集客型開催）に係る入札
総合評価基準書**

令和５年７月

（公財）人権教育啓発推進センター

令和5年度経済産業省中小企業庁委託人権啓発セミナーの運営（オンライン配信及び集客型開催）に係る入札 総合評価基準書

本書は、令和5年度経済産業省中小企業庁委託人権啓発セミナーの運営（オンライン配信及び集客型開催）に係る入札の総合評価基準を取りまとめた総合評価基準書である。評価の方法及び提案内容の評価基準については、以下のとおりである。

1 総合評価（加点方式）

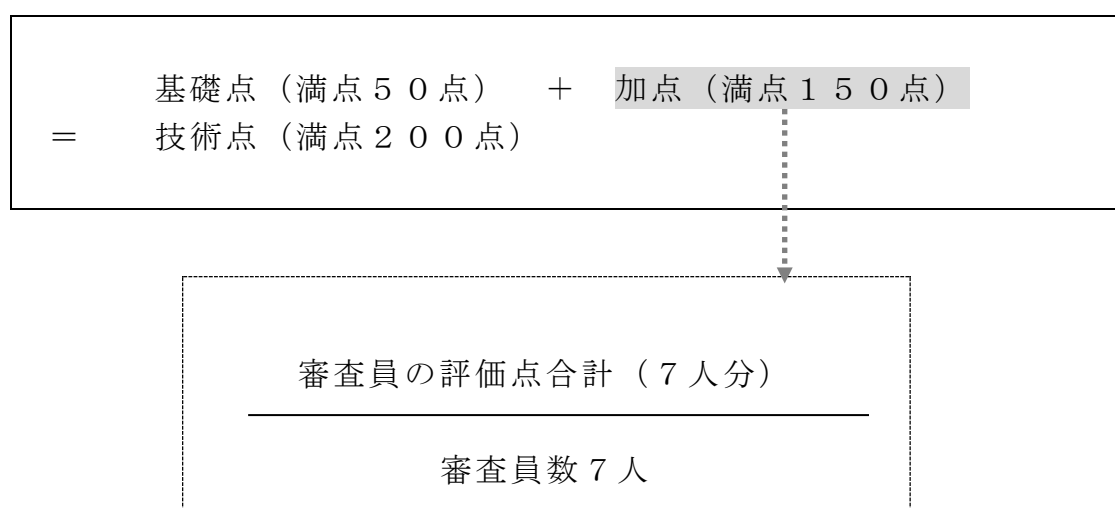
総合評価（加点方式）は、提案内容を評価した「技術点」及び入札価格を元に算出した「価格点」（入札価格を予定価格で除した値を1から減じて得た値に入札価格に対する得点配分を乗じて得た値）の合計で得た数値の最も高い者を受注者とするものである。

なお、技術点と価格点の比率は2対1とし、総合評価点は300点満点とする。

技術点 (満点200点)	+	価格点 (満点100点)	=	総合評価点 (満点300点)
-----------------	---	-----------------	---	-------------------

2 技術点の評価方法

技術点は「基礎点（仕様準拠に対する得点）」と「加点（付加価値提案に対する得点）」を算出した後、以下の算式により決定する。



※ 「基礎点」項目については、当センター担当者が評価（採点）を行う。

※ 「加点」項目については、審査員（7人）が評価（採点）を行う。

（１）基礎点項目に対する評価

別紙「評価項目一覧」における評価基準の要求要件（1-01、2-01、3-01、3-02、3-03）を全て満たしているか否かを確認し、満たしている場合は「合格」とした上で、「基礎点」を付与する。

なお、提案書には要求要件の実現方法が具体的・網羅的かつ明確に記述されていることが必要であり、具体的・網羅的かつ明確に記述されていない場合には、「不合格」とすることがある。

（２）加点項目に対する評価

上記（１）によって「合格」とされた提案書について、以下により評価を行う。

ア 別紙「評価項目一覧」の「加点」欄に点数が示されている項目（1-01、2-01、3-01）について評価する。

イ 別紙「評価項目一覧」における各評価項目の評価基準の内容に基づき、加点が設定されている評価基準の観点から審査を行い、加点を付与する。

ウ 審査員は7人とし、A、B、C、Dの4段階で評価する。

エ 評価の換算計算は、配点に対する評価の比率に配点を掛け合わせる方法とする。

- ・評価 A の場合：加点配点（満点）× 1 0 0 %
- ・評価 B の場合：加点配点（満点）× 5 0 %（小数点以下切捨）
- ・評価 C の場合：加点配点（満点）× 3 0 %（小数点以下切捨）
- ・評価 D の場合：加点配点（満点）× 0 %

評価 ランク	評価基準	加点配点（満点）		
		2 5 の場合	1 5 の場合	1 0 の場合
A	通常 of 想定を超える素晴らしい提案内容である。	2 5	1 5	1 0
B	通常想定される提案であり、適切な内容である。	1 2	7	5
C	おおむね妥当な提案内容である。	7	4	3
D	内容が不十分である。または、記述がない。	0	0	0